

第8章



整備

第8章のサイトマップ

1. 史跡整備の方向性
2. 史跡公園整備の基本方針
3. 史跡整備の方法
 - (1) 主として保存のための整備方法
 - (2) 主として活用のための整備方法
 - ①陸軍板橋火薬製造所跡における遺構の復元展示及び表示等
 - ②保存と活用のための各種施設の設置整備
 - ③木竹の植樹、伐根、伐採
 - ④史跡のPRや周知を目的とするソフト面での整備
4. 地区区分ごとの整備方法
 - (1) A地区（A'地区を含む）
 - (2) B地区
5. 史跡指定地外における整備
 - (1) 史跡指定地外に存在する諸要素の一体的活用をめざした整備
 - (2) 周辺地域との回遊性の構築

第8章 整備

1. 史跡整備の方向性

史跡公園整備にあたっては、史跡の本質的価値の適切な保存管理を前提に、史跡が持つ歴史的価値を地域の方々や区民をはじめとする多様な来園者に示し、史跡公園に対する理解を深めていく必要がある。また科学技術の研究拠点として近年まで利用されてきた歴史的経緯についても学ぶことができる場として整備し、地域を学び地域を愛する心を醸成する必要がある。

それと同時に、公園としての利用が定着し、地域の憩いの場として親しまれている区立加賀公園については、公園本来の機能を充実させるとともに、史跡の歴史的価値に対する理解を深めることができるよう整備する必要がある。

以上のことを考慮し、整備の方向性を以下のように定める。

- ①史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備
- ②史跡の価値や魅力を積極的に発信する拠点の整備
- ③史跡を中心に地域の歴史文化や環境、産業および科学技術の平和利用等を総合的に学ぶことのできる拠点の整備
- ④史跡周辺の歴史文化資源を結ぶ回遊ルートを設定するなどの、地域の活性化などにつながる整備
- ⑤史跡公園オープン（整備完了）に向け、PR や周知の徹底など、地域の活性化などにつながるソフト面での整備

2. 史跡公園整備の基本方針

平成 29 年度に策定した板橋区史跡公園（仮称）基本構想では、当地を史跡公園として整備する基本方針を定めている。この基本方針をもとに、整備方法を検討する。

「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」において示した
史跡公園整備に向けた＜基本方針＞

（「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」8 頁）

（1）区民をはじめ多様な人々が気軽に集い“憩う”

- ・だれもが暮らし続けたいくなるまちとして、都会の中での自然とのふれあいや憩いの提供、景観の形成・保存といった公園本来の機能の充実を図ります。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた公園内外の散策路の整備等により、多様な人々が集いやすい環境をつくり区民に愛され、再び訪れたいくなる公園をめざします。

- ・ 史跡の保存・活用を重視しながら、中山道板橋宿や加賀藩下屋敷が置かれていた歴史的な価値も活かした情緒あふれる環境整備を一体的に進めていきます。

（２）日本の近代化の一翼を担った、板橋の歴史や文化を“学ぶ”

- ・ 近代化・産業遺産の歴史的背景を通じて、板橋が日本の産業や科学技術の発展を支え、近代化に貢献してきた軌跡を学ぶとともに郷土板橋を愛する心へとつなげていきます。
- ・ 火薬製造所と研究施設の遺構を通じて、子どもたちや若者世代が平和の大切さや科学技術の平和利用について考えるきっかけを提供します。
- ・ ワークショップや実験など、主体的な学びを促す体験の場を提供し、利用者の学習意欲を高めるとともに、次代を担う子どもたちの夢を育みます。

（３）板橋ならではの歴史を通じて、板橋の現在、そして未来を“創る”

板橋の現在、さらに、未来を“創造する”

- ・ これまであまり知られてこなかった区産業発祥の地としての歴史や先進性に光を当て、国内外に広く発信することで、板橋区のブランド力を高めます。
- ・ 区産業や科学技術の発展につながる体験の場・気づきの場を提供し、次代を担う人々に共感と夢を育む未来志向の創造の場をつくります。
- ・ 史跡公園を産業文化の新たな聖地と位置づけ、地域、商店街や民間企業、大学や研究機関などと連携し、まちづくりや産業振興に貢献します。

3. 史跡整備の方法

「1. 史跡整備の方向性」と、「2. 史跡公園整備の基本方針」を基に、本項では保存、活用を目的とした整備方法について示す。

（１）主として保存のための整備方法

史跡の本質的価値を保存・継承するために、史跡指定地内に現存する遺構・建造物について、き損及びその恐れがある部分の調査を行い、調査結果に基づき保存に必要な整備方法を検討し、実施する。

また、遺構の保存に影響を及ぼすおそれのある植栽については伐採等を行うなど、遺構・建造物を取り巻く環境の整備も併せて実施する。



射塚に植生している植物

(2) 主として活用のための整備方法

①陸軍板橋火薬製造所跡における遺構の復元展示及び表示等

露天式発射場および隠蔽式発射場など、戦後の除去や改変により、現在顕在化していない要素については、学術的な調査・研究結果に基づき、復元を含めた適切な整備方法を検討する。

また復元を行わず、現状保存が望ましいと判断される構成要素についても、案内解説板や遺構の模型の利用、さらにはガイダンス施設における展示などを通して、その価値を明示することをめざす。

歴史的建造物など史跡指定地内に現存し、本質的価値が顕在化している要素については、公開をはじめ適切な活用方法を検討する。



保存措置が必要な建造物（加温貯蔵室）



保存措置が必要な建造物（爆薬製造実験室）

②保存と活用のための各種施設の設置整備

文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（2005）によれば、史跡等に関わる施設設置の考え方は次の通りである。

- (1) 「保存施設」の設置は、文化財保護法第115条第1項及び史跡天然記念物標識等設置基準規則に従うこと。
 - (2) 「便益施設」、「案内解説施設」の設置にはついても、適切で系統的な配置計画に基づくこと。当該施設の設置が遺構の保存、史跡の景観に影響を及ぼす可能性のある場合には設置できない。
 - (3) 「園路」の設置は(2)に準拠する。発掘調査により往時の動線等の位置が明らかになった場合は可能な限りそれらを尊重した配置とすること。
 - (4) 「ガイダンス施設」、「体験学習施設」は、史跡等の指定地内に原則的に建設してはならない。
 - (5) 「維持・管理施設」の設置には、景観を損なわず、かつ史跡等の保存に影響を与えない位置、設備、工法を選択すること。
- （文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（2005）より引用）

以上の考え方を遵守しながら、以下の設置の考え方を基に施設整備を実施する。

②－1 保存施設の設置

保存施設とは、標識や説明板（史跡の概要を示すもの）、境界標などが該当する。設置に関する法令（資料編5参照）を遵守し、設置方法を検討する。

②－2 便益施設の設置

便益施設とは、ベンチなどの休憩施設、便所などが該当する。来場者が史跡等を快適に見学するために必要であり、史跡の保存と景観との調和に配慮したうえで設置方法を検討する。

②－3 案内解説施設の設置

案内解説施設とは、解説板（遺構や建造物に関わる情報を補足的に示すもの）、案内板などのサインが該当する。表示内容については、多言語化や音声化等の方法で、様々な来場者に対応できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を尊重する。設置については、史跡の保存への影響と景観との調和に配慮した上で、適切な方法を検討する。

②－4 園路の設置

史跡の保存への影響と景観との調和に配慮しながら、来場者の本質的価値の理解を深めるための合理的な回遊と、自然とのふれあいや憩うことができる場の提供を考慮した動線を総合的に検討し、園路整備を進める。

②－5 ガイダンス施設、体験学習施設の設置

ガイダンス施設とは、史跡の歴史的背景、価値、往時の姿などを、常設展示や展覧会などの展示機能や教育普及事業を通して、見学者に学ぶ機会を提供する施設であり、体験学習施設とは、体験学習等を通じて史跡等に対する理解を積極的に促す施設である。いずれも資料の収集や保存、調査研究、それに基づく展示等教育普及などのいわゆる博物館機能を持たせることをめざす。

史跡指定地内に新たに建造物を建築することは難しいが、当該史跡については、歴史的建造物が現存し、適切な保存整備を施せば利用に堪える状態であるため、これらを活用してガイダンス施設、体験学習施設を設置することを検討し、併せて資料収集・保存機能等を付加させることをめざす。

②-6 維持・管理施設の設置

維持・管理施設とは、防災設備や水道設備、照明設備、電気設備等が該当する。史跡内を適切に維持管理し、来場者の利便性と安全性を確保するために必要であり、併せて屋外における照明計画については、公園としての憩いの機能の演出にもつながるため、設置方法や場所について検討する。

③木竹の植樹、伐根、伐採

木竹の植樹等の扱いについては、第6章4(5)「史跡の現状変更等の取扱方針」に定めた通り、今後実施する調査に基づいて「整備基本計画」における修景計画等の中で検討する。

④史跡のPRや周知を目的とするソフト面での整備

史跡の保存活用を推進していくためには、整備に対する多くの方々の理解・協力が不可欠であり、それには史跡の認知度を上げることが重要である。本史跡に関するパンフレットの作成や、ホームページやSNSなどの媒体を通じて魅力や価値を積極的に発信し、認知度を高めていくための整備を実施する。

4. 地区区分ごとの整備方法

「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」では、史跡指定地を現加賀公園エリア、旧火薬製造所エリア、旧理化学研究所エリア、さらに石神井川エリアを加えた4つのエリアで分類し、「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」として整備を実施するとしている。この基本コンセプトを踏まえつつ、保存と活用のための整備方法については、遺構・建造物の遺存状況、土地利用の来歴等から、第5章で定めた地区区分に基づき策定されることとし、本項でその整備方法を示す。なお整備方法の詳細については整備基本計画で策定する。

(1) A地区（A'地区を含む）（「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」のエリア分けにおける、現加賀公園エリアと旧火薬製造所エリアに該当）

火薬生産における研究、実験、製造、貯蔵といった一連の工程を、遺構・建造物を通じて直接見学することで学習できるような整備をめざす。また遺構・建造物のうち燃焼実験室については、内部を公開する施設としての整備を行い、ガイダンス施設及び史跡の管理施設として活用する。

なおA地区の東側であるA'地区は、現在は公園



燃焼実験室

として利用されトイレや水飲み、ベンチなどといった公園施設が設置されており、桜をはじめとした多数の樹木が植栽されていることから、今後も公園本来の機能の充実にめざした整備を行う。

(2) B地区(「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」のエリア分けにおける、旧理化学研究所エリアに該当)

現存する歴史的建造物をガイダンス施設、体験学習施設として活用することを想定し整備を実施する。戦後の改変が多くなされているが、今後の調査結果に基づき本質的価値の理解を助ける整備方法を検討する。

また歴史的建造物の整備方法については、耐震補強工事を施す必要がある建造物があるため、文化財修復の原則を遵守し、適切な施工をめざす。



B地区の歴史的建造物

5. 史跡指定地外における整備

史跡公園を整備する際、商店街を中心としたまちのにぎわいや、公共交通機関の駅・バス停などからの史跡公園へのアクセスを一体的に捉え、史跡指定地外にある史跡の構成要素や、既に登録・指定されている様々な文化財(あるいは未指定の文化財)と、史跡公園とを関連づけ、周辺地域との回遊性を想定しながら商店街振興や観光振興に寄与できる施策展開をしていくことが重要となる。

(1) 史跡指定地外に存在する諸要素の一体的活用をめざした整備

史跡の保存活用にあたっては、史跡指定地外に存在する本質的価値を構成する要素や、史跡の本質的価値の理解を助ける諸要素など周辺の関連文化財との一体的な活用を考慮した整備が必要となる。

前述のとおり、史跡指定地は陸軍板橋火薬製造所が所在した全体の敷地の一部に過ぎない。史跡指定地外に現存する遺構・歴史的建造物等の保護については、第6章5(201頁参照)で示した通り、指定地外も含めた一体的な整備は困難であるため、ガイダンス施設で説明することをはじめ、史跡と周辺に現存する招魂之碑や標柱など未指定を含めた文化財との関係を案内板や解説板の設置や回遊ルートを設定するなど、火薬製造所の敷地範囲を表現し、点在している構成要素を線で結び、面とした一体的な史跡の価値として活かす方法を検討する。

また石神井川は史跡指定地外であるが、第3章「本質的価値」(155頁参照)でも明らかにした通り、火薬製造所との密接な関係を有しているため、案内板等を設置す

るなど、史跡との関係性を表現することをめざす。

地域の歴史・文化に関する広域的な立地関係をより良く理解するために、当史跡の整備はもちろん、展覧会等のソフト事業を、かつて第一造兵廠が所在し、その遺構や建造物が現存する北区などの近隣関係自治体と共同で企画するなど、隣接地域・自治体と連携し、地域横断的な事業展開の実施を併せて検討する。

(2) 周辺地域との回遊性の構築

史跡指定地の周辺には中山道板橋宿が位置し、現在も中山道沿いには坂町商店会や板橋本町商店街、仲宿商店街、板橋宿不動通り商店街、新中山道商店街、板橋駅前本通り商店街などの商店街が続いている。また旧川越街道沿いには板橋四ツ又商店街、遊座大山商店街、ハッピーロード大山商店街が位置しており、このように江戸時代以来の旧街道に沿って商店街が形成されていることは、地域のにぎわいの創出につながっている。

本史跡の整備に向けた計画は、都営三田線板橋区役所前駅や東武東上線大山駅、JR板橋駅など、第2章で確認した近隣諸駅・諸バス停留所などから徒歩等で史跡へアクセスすることで、その道すがら上述の商店街をめぐり、中山道板橋宿、王子新道、「圧磨機圧輪記念碑」などの文化遺産・関連文化財を見学することで、史跡への理解を深めるとともに地域の活性化に寄与していくことを念頭においた計画である。

史跡の周辺地域を含めた回遊性を構築することは、史跡に対する総合的な理解を深めることができる有効的な施策であり、点在している様々なまちの魅力を「線」で結び、「面」でみせることで、史跡公園のみならず、地域の魅力を引き出し、発信することにつながる。このことが、産業振興、商店街振興や観光振興など、ひいては地域全体の活性化として結実し、史跡公園を核とした地域が板橋区の魅力を発信する新たなシンボルとなっていくことになる。

今後は関係団体および区関係各課と連携を強化し、意見交換や情報共有に努め、ハード面だけでなく、ソフト面での整備も重視しながら、具体的な方法を検討していく。

